

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議について(案)

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に係る規定

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)
(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針)

第二条の三

4 法務大臣は、基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針)

第二条の四

3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

○育成就労制度

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成28年法律第89号)
(基本方針)

第七条

4 主務大臣は、基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

(分野別運用方針)

第七条の二

3 主務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。



有識者会議の開催

上記2つの法律の規定に基づき、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の作成に当たって有識者から意見を聴取することを目的として、「**特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議**」を開催する。